

夕張市公共下水道事業再評価委員会の開催について

- (1) 目的；下水道事業をはじめとする公共事業の実施にあたっては、従前にも増して効率的・効果的な事業の執行、その実施過程の透明性・客観性の確保が求められています。

そこで、国土交通省所管の公共事業については、平成10年に「建設省所管公共事業の再評価実施要領」が策定され、下水道事業の再評価の実施についても「下水道事業の再評価実施要領細目」、「下水道事業の再評価にあたっての評価手法」が定められています。

夕張市では、平成10年度に第1回の下水道事業再評価を行い、事業の有効性を確認しました。その後、10年おきに再評価を行うことになっていますが、平成18年度3月に本市は財政再建団体となり、公共事業を休止したため、平成20年度の再評価は行いませんでした。

一方、本市の下水道施設は、平成7年の供用開始から一定期間が経過しており、今後は、施設の適切な維持管理に努めながら事業を継続していく必要があります。

以上を踏まえ、今後の下水道事業の透明性・客観性の確保を図ることを目的に夕張市公共下水道事業再評価委員会の開催に至りました。

- (2) 日時；平成21年10月21日（水）午後13時30分～15時

- (3) 会場；夕張市役所4階会議室

- (4) 議題；夕張市公共下水道事業再評価について

- (5) 委員；澤田宏一委員長（夕張商工会議所会頭）
門前史博副委員長（若菜中央小学校校長）
氏家義彰委員（北海道建築士会空知支部夕張分会分会長）
板谷信男委員（本町5丁目町内会長）
菊池忠志委員（昭和町内会会長）

事務局；小林正典総括主幹、渡邊友章主査、佐々木猛技師、

○夕張市公共下水道の対応方針

夕張市公共下水道事業の概要

平成元年に事業着手し、平成 20 年度認可区域面積に対する進捗率（面積比率）は汚水事業で 83.9%（248/295.5ha）であります。

現行計画は、人口減少や財政状況を踏まえ効率的な下水道事業となるよう、平成 20 年度に計画フレームを見直しています。

計画処理人口は平成 36 年度 2,300 人、認可計画平成 27 年度で 2,800 人、平成 20 年度整備状況で 3,209 人であります。

水洗化人口は、平成 20 年度整備状況で 2,686 人であり、水洗化率 83.7%であります。

計画汚水量は平成 36 年度 1,817m³/日、認可計画平成 27 年度で 2,012m³/日であります。

再評価に関する指標

再評価に関する指標は、「下水道事業の再評価実施要領細目」に基づき、事業採択後 10 年を経た事業に係る評価手法選定表において、(1) 関連計画及び関連事業の状況、(2) 事業の進捗状況、(3) 地元情勢の 3 項目が順調に進展していると認められると判断されたため、「チェックリスト等による評価手法」による評価を行いました。

「チェックリスト等による評価手法」の項目は以下のとおりです。

- 1 事業費の推移
- 2 処理場用地の取得状況
- 3 施設の供用状況
- 4 供用開始区域の接続状況
- 5 地元情勢の著しい変化の有無
- 6 社会経済情勢の著しい変化の有無
- 7 自然環境条件の著しい変化の有無
- 8 全体計画の変更の有無
- 9 費用効果分析の結果

夕張市としての対応方針

夕張市公共下水道事業再評価委員会の答申を踏まえ、事業継続とします。

〇夕張市公共下水道事業再評価実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、事業着手から一定期間を経過した公共事業等について再評価を実施し、その結果に基づいて必要な見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性をより一層高めることを目的とする。

(再評価の対象とする事業の範囲)

第 2 条 市が実施する国土交通省(以下「国」という。)の所管事業の補助事業(以下「対象事業」という。)を再評価の対象とする。

(再評価を実施する事業)

第 3 条 対象事業のうち再評価を実施する事業(以下「実施事業」という。)は、国が定める再評価実施要領に掲げられている事業とする。

(評価手法)

第 4 条 再評価の評価手法は、国が策定した評価手法を用いるものとする。

(事務局)

第 5 条 実施事業を主管する建設課上下水道グループは、前条の評価手法により再評価を行うとともに、対応方針(案)を作成するものとする。

(夕張市公共下水道事業再評価委員会の設置)

第 6 条 再評価の実施に当たり、市が作成した対応方針(案)について第三者からの意見を求める機関として、学識経験者等から構成される夕張市公共下水道事業再評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織及び運営等)

第 7 条 委員会の組織及び運営等については、別に定める。

(対応方針の決定)

第 8 条 市長は、委員会の意見等を受け、実施事業に関する対応方針を決定するものとする。

(評価結果及び対応方針等の公表)

第 9 条 市長は、再評価の結果及び対応方針等を、結論に至った経緯や再評価の根拠等とともに公表するものとする。

(道への報告)

第 10 条 市長は、実施事業に関する対応方針を決定したときは、速やかに道に報告するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 13 日から施行する。

○夕張市公共下水道事業再評価委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夕張市公共事業再評価実施要綱に基づき、市が設置する夕張市公共事業再評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、再評価を実施する事業(以下「実施事業」という。)に関し、市が作成した対応方針(案)について審議を行い、市長に対して意見の具申を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験者等から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長へ意見書を提出する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設課上下水道グループにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に計って諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月13日から施行する。